

○公立大学法人周南公立大学授業料等に関する規程

(令和4年4月1日規程第14-6号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人周南公立大学(以下「法人」という。)の授業料、入学検定料、入学金、その他の料金(以下「授業料等」という。)の徴収について、別に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(授業料等の徴収)

第2条 法人は、別表1に定めるところにより、授業料等を徴収する。

2 入学辞退の申し出をした者が、納付した入学金は還付しない。

(雑則)

第3条 この規程のほか、授業料等の徴収に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 徳山大学奨学生規程及び徳山大学奨学生規程細則により、奨学生として採用されていた者に係る授業料は、別表1に定める授業料から、次に掲げる金額を免除する。

対象	免除額	知財開発コース 奨学生免除額
体育等技能奨学生 特別1種奨学生 特別奨学生 特別1種奨学生	535,800円	535,800円
体育等技能奨学生 1種奨学生 特別奨学生 1種奨学生	95,800円	80,800円
父子母子家庭特別支援奨学生(周南 市補助対象者) 児童福祉奨学生	280,800円	250,800円

留学生奨学生（授業料 100%支給者）		
留学生奨学生（授業料 70%支給者）	93,300 円	63,300 円

別表 1（第 2 条関係）

授業料等の金額

区分		単位	金額
入学検定料	学生	1 件	17,000 円
	科目等履修生	1 件	9,800 円
入学金	学生（市内者）	1 件	141,000 円
	学生（市外者）	1 件	282,000 円
授業料	学生	年額	535,800 円
	科目等履修生	1 単位	14,800 円
手数料	学生証再発行料	1 通	1,000 円
	在学証明書、成績証明書、卒業見込証明書、卒業証明書、健康診断書、その他証明書（1 通につき）	1 通	200 円
	追試験、再試験	1 科目	1,000 円
受講料	聴講料	1 回	500 円
	IT データリテラシー入門講座	1 プログラム	33,000 円

備考

- 1 市内者とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 入学の日の 1 年以上前から引き続き周南市内に住所を有する者。
 - (2) 入学の日の 1 年以上前から引き続き周南市内に配偶者または 1 親等の親族が住所を有する者。
- 2 市外者とは、市内者以外の者をいう。